

富田林市中規模小売店舗設置指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中規模小売店舗周辺地域の生活環境保持のため、中規模小売店舗を設置する者及び中規模小売店舗において小売業を営む者により、当該中規模小売店舗の施設の設置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって地域経済及び地域社会の健全な発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この要綱において「中規模小売店舗」とは、一つの建物であって、その建物内の店舗面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以下であるものをいう。

(中規模小売店舗を設置する者等の責務)

第3条 中規模小売店舗を設置する者及び中規模小売店舗において小売業を営む者は、当該中規模小売店舗の新設に際して生じる交通渋滞、深夜営業等に伴う生活環境上の問題に適正な配慮をして当該中規模小売店舗を維持し、及び運営しなければならない。

(届出)

第4条 中規模小売店舗を設置しようとする者（小売店舗（一つの建物であって、その全部又は一部が小売業の店舗の用に供されるものをいう。）の店舗面積を増加することにより当該店舗面積の合計を300平方メートル以上1,000平方メートル以下とする者及び既存の建物の全部又は一部の用途を変更することにより中規模小売店舗とする者を含む。以下「設置者」という。）は、中規模小売店舗設置届出書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 中規模小売店舗において新たに、又は店舗面積を増加して小売業を営もうとする者（小売店舗の店舗面積を増加することにより、当該店舗面積の合計を300平方メートル以上1,000平方メートル以下とする者及び既存の建物の全部又は一部の用途を変更することにより中規模小売店舗とする者を含む。以下「出店者」という。）は、中規模小売店舗出店計画届

出書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

3 次の各号に掲げる届出書には、それぞれ当該各号に掲げる図書を添付するものとする。

（1） 中規模小売店舗設置届出書

ア 付近の状況図

イ 店舗配置計画平面図（来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法並びに駐車場の位置を記入したもの）

ウ 各階平面図

エ その他市長が必要と認める図書

（2） 中規模小売店舗出店計画届出書

ア 企業の概要書

イ その他市長が必要と認める図書

4 第1項又は第2項の規定による届出を行った者は、中規模小売店舗の設置予定の敷地内の見やすい場所に届け出た事項の概要を掲示し、計画の概要を周辺の地域の住民等に周知するよう努めなければならない。

5 第1項又は第2項の規定による届出を行った者は、周辺の地域住民等より説明会等の協議を求められたときは、それを行うよう努めなければならない。

（届出の時期）

第5条 前条第1項又は第2項の届出の時期は、次の各号に定めるところによる。

（1） 都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を受けなければならない場合及び富田林市開発指導要綱に該当する場合 当該申請前

（2） 建築基準法第6条第1項の規定による建築確認を受けなければならない場合 当該申請前

（3） 前2号に該当しない場合で、その施設が中規模小売店舗に該当する場合 当該建築物の工事に着手する前

（変更の届出）

第6条 第4条第1項又は第2項の規定による届出を行った者は、次の各号に掲げる変更を行おうとするときは、当該変更を行おうとする日の1か月前までに、計画変更届出書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

（1） 設置者の変更

（2） 出店者の変更

（3） 店舗面積の変更

（4） 開店予定日の変更

（5） 営業時間の変更

- (6) 販売品の種類の変更
- (7) 駐車場台数の変更
- (8) 駐輪場台数の変更
- (9) 荷さばき施設（中規模小売店舗の敷地内において、荷さばき作業を行う場所として設定された施設又は区域（搬出入を行う車両が荷さばき作業中に駐車している場所を含む。）をいう。）の面積の変更
- (10) 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法並びに駐車場の位置の変更

2 前項の計画変更届出書には、付近の状況図、店舗配置計画平面図、各階平面図、企業の概要書のうち、変更の届出に係る図書、その他市長が必要と認める図書を添付するものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、第1項の届出について準用する。

（情報の提供）

第7条 市長は、第4条第1項若しくは第2項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、必要と認めるときは、届け出られた事項の概要を次の各号に掲げる団体に通知するものとする。

(1) 富田林商工会

(2) その他市長が必要と認める団体

（助言及び指導）

第8条 市長は、第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項の規定による届出があったときは、中規模小売店舗の施設の設置及び運営方法に関し適正な配慮がなされることを確保するため、届出者に対し必要な助言及び指導を行うものとする。

（その他）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、公布の日から施行する。

（既存店の変更の届出）

第2条 施行日前において現に中規模小売店舗を設置している者又は中規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、当該中規模小売店舗について第6条第1項各号に掲げる事項（同項第4号に掲げるものを除く。）の変更を行おうとするときは、当該変更を行おうとする日の1月前までに、既存中規模小売店舗計画変更届出書（第4号様式）を市長に提出するものと

する。

2 前項の規定による変更に係る事項の届出は、第6条第1項の規定による届出とみなす。

3 第1項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第3条、第7条及び第9条の規定の適用については、第4条第1項及び第2項の規定による届出とみなす。

附 則（平成31年要綱第21号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の富田林市中規模小売店舗設置指導要綱の様式用の紙で、現に存在するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の各要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている用紙については、当分の間、この要綱による改正後の各要綱の様式に関する規定による用紙とみなして使用することができる。